

政令第二百九十四号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二十三条及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「情報業務群」を「艦隊情報群」に改める。

第十八条の八の見出しを「（艦隊情報群）」に改め、同条中「情報業務群は、情報業務群司令部及び情報支援隊」を「艦隊情報群は、艦隊情報群司令部及び情報隊」に改める。

第十八条の九の見出しを「（艦隊情報群司令）」に改め、同条第一項中「情報業務群の長は、情報業務群司令」を「艦隊情報群の長は、艦隊情報群司令」に改め、同条第二項中「情報業務群司令」を「艦隊情報群司令」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三情報業務群司令部の項を次のように改める。

艦隊情報群司令部	艦隊情報群司令	一種
----------	---------	----

附 則

この政令は、令和二年十月一日から施行する。